地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和5年7月4日

横浜市契約事務受任者 横浜市中区長 小林 英二

## 1 契約の概要

本牧地区センター体育室のバスケットゴール板にひびがあり、また、ゴールの上下 調節装置にも不具合があり危険なため修繕した。

- 2 履行(納品)場所本牧地区センター体育室
- 3 契約日令和5年5月8日
- 4 履行日又は履行期間 令和5年6月20日
- 5 契約金額 1,964,600 円
- 5 契約の相手方(名称及び所在)横浜市青葉区みたけ台23-3東京体育用品株式会社 代表取締役 加藤 芳範

## 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

破損の危険があるため使用禁止としたが、その後も、利用者等が意図せずまたはい たずら等で破損し重大な事故となる恐れがあり、緊急に修繕する必要があったため。

## 8 契約の相手方の選定理由

当該業者は、地区センターにも精通し、迅速な修繕対応が可能で、過去の履行実績が良好であるため。

## 9 所管課

中区地域振興課